

総務常任委員会会議記録（概要）

平成26年10月29日（水）

開 会 午後1時30分

**【議 事】**

- 特定事件「危機管理・防災について」  
・所沢市地域防災計画の改定について

大館委員長

概要説明をお願いしたい。

石川危機管理  
担当参事

まず資料編の冒頭の改定スケジュールについてですが、第1回防災会議を5月29日に、庁内の組織である改定検討会議を7月4日、8月20日の2回にわたりそれぞれ開催しております。その後、8月29日の防災会議第1回幹事会で、庁内で検討した結果の改定案の提示をしました。その後、庁外の方も含んだ幹事会になりますのでご意見等を頂戴するなどし、10月24日に防災会議第2回幹事会を開催してそれぞれの修正意見を含めた素案についてご承認いただきました。また今後においては、11月14日から11月27日までの予定でパブリックコメントを実施する予定です。さらに、1月中旬に第2回防災会議を実施し、埼玉県知事に改定計画を報告し、印刷製本、公表までを年度内に完了する予定でスケジュールを組んでおります。

地域防災計画改定素案の概要1ページの改定の経緯ですが、まず災害対策基本法の改正が平成25年6月に行われ、これに基づいて避難行動要支

援者名簿の作成や、罹災証明の交付等の改正が行われています。他に、埼玉県の地震被害想定の見直し、国の防災基本計画の改定、埼玉県地域防災計画の改定などがこれまでに行為われており、こうしたそれぞれの改定を踏まえて当市の地域防災計画の改定を行っております。

次に2ページ目で全体にわたっての変更を、3ページ目以降でそれぞれの変更部分を説明させていただきます。まず全体にわたっての変更ですが、1つ目は機構改革に伴い、災害対策本部を11部体制から3部体制13班3係に分けて見直しを行っております。具体的には、資料編内A3横の資料の中ほどに記載があるとおり、総括部、被災・避難者対応部、市民生活対応部の3つの部、その右手の13班、さらに右手の情報仕分け管理係から始まる3係に分けました。

2つ目は、災害対策基本法の改正により災害時要援護者としていたものについて、要配慮者、避難行動要支援者に変更しております。その他、消防の広域化に伴う見直し、また年経経過に伴う時点修正及び字句の修正をしております。

それでは概要3ページ、資料1をお願いします。ここからは順次、計画の構成に従って説明させていただきます。初めに、震災対策編の改定について順次申し上げます。まず総則についてですが、1計画の基本方針の見直し及び防災の基本理念の明確化ということで、資料1の網掛けをしている部分が加えた部分、あるいは変更した部分です。基本理念の中に減災という考え方を加え、さらに資料1の1ページ目、下から3行目の部分です

が、男女共同参画の視点を加えております。さらに次のページ中段に、自助、共助の強化を加えました。次に2 防災関係機関等の見直しですが、資料2をご覧ください。資料冒頭にあるように、消防が広域化したことに伴い、所沢市消防本部から埼玉西部消防組合へと名称変更をしております。その下が埼玉県組織についてですが、従前は埼玉県の事務として全て一括りにしていたものですが、これらを各センター、事務所の単位で振り分けを行ったものです。さらに次のページ、指定地方行政機関についてですが、新たに国土交通省の関東地方整備局、さらに次ページになりますが関東農政局などを新たに加えております。また、若干の名称変更がある他、次ページの公共的団体その他の防災上重要な施設の管理者のところに所沢市消防団を加えました。

続きまして概要4ページをご覧ください。3 被害想定の見直し及びライフライン被害想定追加について、資料3にて埼玉県の被害想定調査の結果を反映しました。手書きの部分は従前の地域防災計画の数字ですが、全体として数字が小さくなる形となりました。また次ページ以降のライフライン被害予測については、新たに追加した部分になります。

次に概要5ページをご覧ください。予防対策についてですが、1 所沢市災害対策本部の組織の系統図の変更について、資料4に記載しております。こちらについては冒頭にご覧いただいたA3資料と同様の変更をしました。また資料編には出しておりませんが、2 西部消防の広域化等に伴う見直しもしております。次に3 避難施設の表記等の変更について、資料5

をご覧ください。網掛けが変更になった部分ですが、ページ中ほどのこの部分で、元々は避難場所としていたものを指定緊急避難場所（以下「指定避難場所」という）にしたというように文言の整備をしております。同様にウのところでは一時的避難場所とあったものを、一時(いつとき)避難集合場所に変更しました。同様に他の網掛け部分についても変更をしております。

次に概要6ページをご覧ください。4 在宅の要配慮者の対策の見直しについて、資料6の網掛け部が変更となった部分ですが、従前は災害時要援護者と表記していたものを要配慮者、避難行動要支援者に変更し、併せて避難行動要支援者の範囲及び避難行動要支援者名簿についても追加をしました。ここで参考として裏面に記載しました要配慮者と避難行動要支援者について説明をさせていただきます。まず要配慮者ですが、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者などとありますが、これらの方を要配慮者としております。また、要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方を避難行動要支援者という分類をしております。具体的にはその下にあります避難行動要支援者の範囲というふうに例示をしております。なお、次ページには図示をしたものを掲載しております。

次に、5 所沢市災害対策本部組織系統図及び実施体制の変更ですが、こちらは所沢が災害にあった場合ではなく、都内や周辺地域で大規模な災害

があり所沢市外から避難をされてきた方などに対する支援をするための  
もので、これも機構改革に伴う修正になります。

次に概要7ページ、応急対策についての変更部分の説明です。まず、1  
本部長付、本部員の見直しですが、機構改革に伴う見直しのほか、これま  
で本部員というのは部長級以上で構成されていましたが、この中に、次長  
級ではありますが行政委員会の長、具体的には選挙管理委員会事務局長、  
監査事務局長、農業委員会事務局長を本部員に追加しました。次に2避難  
施設の説明の見直しについて資料7をご覧くださいと思いますが、標  
記の変更をしたものになります。次に、3避難所の管理運営の見直しにつ  
いてですが、資料8をご覧ください。指定避難所運営マニュアルとの整合  
性を図ったものですが、網掛け部分が変更点になります。例えば、最初の  
行の、避難者の代表者と表記しているところは自治会・町内会という表記  
でしたが、組織を書くのはどうかという視点と、限定するのはどうかとい  
うことから避難者の代表者としております。また要配慮者、女性の参画と  
いった文言を加えました。

次に概要8ページをご覧ください。復旧対策についての変更ですが、1  
埼玉県・市町村被災者安心支援制度の追加については平成26年度4月  
1日から同制度が施行されておりますので、その制度の説明を資料9のと  
おり追加したものです。具体的な内容としては、生活再建支援金の支給、  
家賃の給付、人的相互応援などが行われる制度です。また2罹災証明の発  
行の見直し及び被災者台帳作成の追加も行っております。

次に概要 9 ページをご覧ください。ここでは風水害・事故等災害対策編の改定について説明します。まず応急対策についてですが、1 災害応急対策における活動体制の見直しということで、資料 1 0 をご覧ください。図中央の列に、上から待機体制、警戒体制とありますが、従前は警戒体制第一配備、警戒体制第二配備となっていました。また条件についても見直しが行われています。次に、2 気象注意報・警報等の伝達系統図の見直しについて、資料 1 1 の表中の網掛け部分を変更しました。

次に、新規追加となった竜巻・突風等対策について、資料 1 2 をご覧ください。平成 2 5 年 9 月に発生した竜巻被害を受け、県の地域防災計画においても竜巻・突風等対策が新規追加されておりますので、これに合わせて当市でも追加をしたものです。

次に概要 1 0 ページをご覧ください。事故災害対策の改定ですが、1 ～ 3 の情報収集や活動体制の見直しにおいて、消防の広域化に伴う見直しをしました。また、4 伝達する注意報等の種類の追加ですが、資料 1 3 の表の中で、注意報の区分中の噴火(予報)、平成 2 5 年 8 月 3 0 日から運用を開始した特別警報の区分と、区分中の暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、噴火がそれぞれ追加になっています。

次に概要 1 1 ページをご覧ください。その他の災害対策についてですが、1 富士山噴火降灰対策の新規追加については資料 1 4 に記載のとおりです。なお当市においては 2 c m から 1 0 c m の間の降灰が予想されます。次に、2 雪害予防から大雪対策への変更・更新について、資料 1 5 を

ご覧ください。こちらについては従前は雪害予防という表現でしたが、今年に入ってからの大雪の影響を受け、大雪対策への変更を行いました。また網掛け部分が追加部分になります。

次に概要12ページをご覧ください。資料編の改定ということで、地域防災計画の中には資料編がありますが、この中で、当ページに掲載した項目についてそれぞれ修正を行っています。

次に概要13ページをご覧ください。指定避難所運営マニュアルの改定についてですが、資料16の表の網掛け部分が追加部分になります。

最後に、資料17をご覧ください。災害救助法の改正についてですが、網掛け部分で被災者となっている部分に変更になった部分で、従前は災害にかかったものとなっております。

### 【質 疑】

谷口委員

資料3の数字が手書きの数字より小さくなっているが、理由を伺いたい。

石川危機管理  
担当参事

震度は同じ想定ですが、全般的に地震対策を施した新しい建物が増えてきているということがあります。また、火災による延焼想定の方式について延焼クラスターという方式を採用した結果、より適正な予測が図られ、県の被害想定が縮小したということです。

小林委員 5月29日に第1回防災会議が開かれたということだが、そのメンバーについて伺いたい。

石川危機管理  
担当参事 防災会議については、防災計画資料編の6ページにある名簿のとおり、46人の委員で構成されています。構成については従来と変わりません。

小林委員 一般公募や要支援者の方を委員に入れることは考えなかったのか。

石川危機管理  
担当参事 現時点では一般公募は考えておりません。市の委員の中に福祉部長がおりますので、そういった方々の意見を代弁する形で申し上げる機会はあるものと考えています。

小林委員 第1回の会議後にパブリックコメントを実施するというが、どのように出すのか。

石川危機管理  
担当参事 市のホームページに原案を掲載します。まちづくりセンターや、危機管理課の窓口、メール等でも受付を行うという体制で行います。

小林委員 この先も意見を聞く機会はあるのか。

石川危機管理 現時点では幹事会において仮ではありますが原案が固まっております



担当参事	<p>ので、この後についてはパブリックコメントの期間の中でご意見を頂戴できればと考えています。</p>
赤川委員	<p>資料5で、一時避難集合場所が新たに追加されたが、具体的な場所について市民にどのように説明していくのか。</p>
石川危機管理 担当参事	<p>一時避難集合場所については資料7に記載させていただいておりますが、市が指定するものではなく、地域の住民同士の間でその都度決めていただくようなものになります。市民への周知については、広報ところざわに特集を組む、ホームページへの掲載等の広報手段を検討していきたい。</p>
赤川委員	<p>資料6の避難行動要支援者名簿について、市が自治会等に提供し、避難にあたっては自治会等が中心となって支援を行うとあるが、このことについて自治会等にどう説明していくのか。</p>
石川危機管理 担当参事	<p>自治会等でも、全て受け止めるのは難しいという意見がある一方、積極的に取り組んでいる地域があるなど、受け止め方にはかなり温度差がありますが、計画である以上、この目標に向かって進んでいきたいと考えています。また、積極的に取り組んでいる団体の事例をPRするなどしていきたいと考えています。</p>

岡田委員	自治会に加入していない方に対しては、どのような対応を取るのか。
石川危機管理 担当参事	<p>所沢市元気な自治会等応援条例もできていますので、自治会加入を求めていく必要があります。実際に8月30日に行われた防災訓練では市長からのメッセージとして、災害時に備えて、日頃から地域のコミュニケーションを図っていただきたい、そのためにはぜひ自治会に入ってくださいとお伝えしています。名簿については自治会に入っているかに関わらず記載することになるかと思いますが、実際の支援についても同様に、自治会への加入に関わらず行われてほしいという市の思いを自治会に伝えるとともに、自治会に入っていない方に対しては入っていただくよう伝えていきたいと考えています。</p>
岡田委員	<p>防災訓練には自治会に加入している人しか来ない。名簿に記載することについての同意書に自治会に入ってくださいという案内を同封するなどしないと効果はないのではないか。</p>
石川危機管理 担当参事	<p>平常時に名簿に登載されるかどうかについては本人の意思確認が必要となります。方法はまだ決まっておりませんが、そこでは自治会加入を求める文言を載せることを考えています。</p>
村上委員	<p>実際に災害があったときには福祉関係から災害対策本部にそういった</p>

	名簿が提供されるのか。
石川危機管理 担当参事	<p>平常時に使う名簿に名前を載せて関係機関に提供するのには本人同意が必要だが、災害時は本人同意に関わらず対応する必要があるため、平時から行政内で共有をしておき、いざという時はそれを使用するという形になります。</p>
村上委員	<p>その辺りを混同すると混乱が生じてしまう。普段から地域の中で要支援者に対しては地域で見守っていこうという、災害に強いまちづくりを作るための一つの取り組みである。実際に大きな災害が起こったときには普段からの取り組みがあるから対応できるということになる。現状は地域によって温度差があるということで、災害時を想定した話をしていく機会が必要と考えるが、情報提供の仕方などについてはどのように考えているか。</p>
石川危機管理 担当参事	<p>現在、新しい名簿の作成についてシステムのどのよう構築するかなどを庁内関係機関で協議している段階です。</p> <p>今後においては、これらの重要な仕組みをPRすることが必要で、広報ところざわの特集号などでお知らせすることや、自治連合会の会議などに出席する際にもお願いをさせていただくことを考えています。</p>
小林委員	<p>名簿を作る上で、平常時の場合は対象者の同意を得るということだと思</p>

うが、災害発生時は名簿をどのように関係団体に提供していくのか。

石川危機管理  
担当参事

資料6に要介護認定3から5までを受けている者、身体障害者手帳1・2級の第1種を所持する者など条件を記載させていただいています。

基本的には、この条件に従って全ての該当する避難行動要支援者の名簿を作成することになります。

まずは全体名簿を作ってから、例えば町内会に提供するなど、別の市役所以外関係機関に提供するものについては、その中から同意を得たものだけをセレクトし、同意者だけの名簿を再編したものを平常時に提供するという考え方になります。

小林委員

名簿を作成する際の所管はどこになるのか。

石川危機管理  
担当参事

以前は個人情報保護の問題があり、情報が一元的に集約できないという縛りがありました。法改正により問題がクリアできるため、避難行動要支援者名簿の作成においては危機管理課が作成することになるかと思えます。

小林委員

災害が発生した場合、町内会などにどのように名簿を提供していくのか。

石川危機管理 担当参事	各まちづくりセンターに災害時に配付すべき名簿を、あらかじめ保管しておいて、災害時にはすぐに各町内会に紙ベースで提供することになるか と思います。
小林委員	要配慮者の防災訓練の参加のあり方については、どのように考えている か。
石川危機管理 担当参事	防災訓練の障害者の参加については、日頃からのコミュニケーションが 重要であると考えています。  市から情報提供はさせていただいていますが、それをどのように活かす かは町内会の皆さまの取り組みによるものと考えます。
小林委員	聴覚障害者がコミュニケーションをとることは、障害者の中でも特に難 しいと思うが、防災訓練準備段階での話し合いなども各地域に任せている ということか。
石川危機管理 担当参事	総合防災訓練に向けては、各まちづくりセンター長も含めた事前の準備 会議を何回も開催しています。そのような中で、訓練メニューについても 提示させていただいています。ホワイトボードや聴覚障害者であると周り に認識させるバンダナなども使った訓練メニューも加えるようお知らせ したいと考えています。

小林委員

目に見える形で情報伝達をしてもらいたい。

石川危機管理

情報伝達のために、防災備蓄品の中に小さいホワイトボードがあります

担当参事

が、今後は軽い貼るタイプの比較的大きめで安価なホワイトボードなども検討していきたいと思います。

小林委員

障害のあり方は、いろいろとあるが、要配慮者という一つの括りになっているが、細かく分けたマニュアル作りは考えていないのか。

石川危機管理

市民向けの全戸配布の防災ガイド避難所マップの改定を進めたいと思

担当参事

います。従前の避難所マップについては障害者に対する配慮の部分で記述が少なめでありました。障害者向けのマニュアルを作ることも確かに必要ですが、健常者においても障害者に対して配慮が必要であると認識・理解してもらう意味でも全戸配布用の防災ガイド避難所マップにどのような記述が加えられるかなどを考えたいと思います。

小林委員

福祉避難所について伺いたい。

石川危機管理

現在、12カ所の福祉避難所は各業界や公共団体と応援協定を結んでい

担当参事

ます。国立身体障害者リハビリテーションセンター、秩父学園、高齢者介護施設などがあります。福祉避難所は二次避難所という扱いになります。

まずは、一次避難所に避難し、そこでの生活が難しい場合、福祉避難所に移るという仕組みです。

小林委員

総合福祉センターも福祉避難所として考えているのか。

石川危機管理

今後、検討したいと思います。

担当参事

小林委員

障害者の方も踏まえてマニュアル作りなどをしたほうがよいと思うがどのように考えるか。

石川危機管理

現時点では考えていませんが、先進的な自治体の取り組みも参考にして

担当参事

情報提供ができればと思います。

岡田委員

所沢市地域防災計画の冊子は、関係団体に何部配付しているのか。印刷製本は差し替えを考えているのか。

石川危機管理

200部程度と記憶しています。冊子は差し替え可能に作成していますが、今回の改正部分は相当の量になるため、印刷物を全て入れ替えていた

担当参事

だくことになると思います。

浅野委員

要配慮者に高齢者が入っていて、避難行動要支援者に75歳以上の単身

高齢者が入っているが、どのように区別をするのか。

石川危機管理  
担当参事 要配慮者は、高齢者などを含む広い括りです。その中で、絞り込みをし  
て避難行動要支援者の範囲を決めて、全体名簿を作ることになります。

その他に、このカテゴリーには入らないが、特別な事情等があつて名簿  
に加えてほしい方については、「上記以外で市長が特に支援の必要を認め  
た者」で取り扱うことができると思います。

浅野委員 今まで要援護者に登録された方をどのように取り扱うのか。

壱岐総務部危  
機管理監 平成19年度に災害時要援護者支援事業という名称で始まりました。

現状は災害時要援護者の登録者は約5,000人いますが、名簿は各自  
自治会等に配付されています。

国では、同意が得られている災害時要援護者の名簿であれば、そのまま  
避難行動要支援者名簿としてもよいという決まりがありますので、市とし  
ては災害時要援護者名簿を避難行動要支援者名簿として扱っています。

谷口委員 今後の災害を考えたときに、経験したことのない大雨やゲリラ豪雨など  
の頻度が増えてリスクが高まるのではないかと。この計画に、大雨などによ  
る大きな被害想定は書いていないが、今後は必要かと思う。どのように想  
定しているか。



石川危機管理 担当参事	相当の雨量が長期間続いた場合、土砂崩れなどの危険性が高まると考えています。
	埼玉県河川砂防防災情報システムの情報により、危険性が高まった場合には、避難指示や警報を発令するなどとするマニュアルを既に作成しています。
谷口委員	ゲリラ豪雨の対策について伺いたい。
石川危機管理 担当参事	1 kmメッシュで1時間程度先まで予測できるシステムにより、ある地域で急激に危険性が高まり、長時間続くことが予測された場合、その地域に限定して防災行政無線で呼びかけることやほっとメールの配信なども考えています。
赤川委員	今回の改定の内容は、埼玉県の改定した計画内容とほとんど同じだと思うが、市のオリジナル部分はどの辺りか。
石川危機管理 担当参事	所沢市の機構改革、消防の広域化などがあり、組織機構に関するもの、警戒態勢に伴う見直しなどもオリジナルであると思います。
赤川委員	広島市などが計画の見直しをしていたが、災害でさらに見直しを行うということをしている。

壱岐総務部危  
機管理監

所沢市も土砂災害の警戒区域の指定のための説明会を開催している。  
雨が集中的に降った場合などは、地区によってそれぞれ災害対策が異な  
ると思うが、議論はあったのか。

今回、国や県に基づいて市の計画を改定していますが、記載方法に関し  
ては、竜巻・突風対策、富士山の降灰対策などはオリジナルな部分です。

富士山の降灰対策については国と県の改定内容とは少し変えていまし  
て、平成25年度に職員が2名、鹿児島県桜島に視察を行い、その結果を  
対策に反映しています。

土砂災害に関しては、特別警戒区域の指定はされていないため、現段階  
では、そこまでの計画はありません。

赤川委員

大雨などについても具体的に対策を考えたほうがよい。基本計画に基づ  
いてマニュアルを作るべきと思うが、どのように考えているか。

壱岐総務部危  
機管理監

土砂災害に関しては、警戒区域、特別警戒区域に指定された場合には、  
地域防災計画に載せることになっています。今後、改定する中で載せてい  
くことになると思います。

大雨により、所沢市にどのような被害が予測されるかという問題があり  
ます。短時間で大量の雨が、長い時間降った場合に所沢市で予測されるの

が、今後、指定される予定の警戒区域、特別警戒区域の土砂災害ということになるかと思います。それは、今回の地域防災計画の中の被害者予測、例えば死者の中に土砂災害で何人想定されるというのも中には含まれています。

そのようなことも含めて今後、検討は必要かと思いますが、所沢市には大きな河川がありませんので、河川増水により家が流されるなどといった恐れはないだろうと考えています。今までも護岸が崩れたことは何か所かありましたが、家の中に及ぶような被害はありませんでした。

国でも、自宅の中の安全な場所に避難することも避難行動の一つと位置付けています。所沢市の場合、増水してもそれほど影響がなければ、家の二階に避難することもよしとするということだと思いますので、今後、防災ガイド、避難所マップの中で詳しく記述するなどしていきたいと思います。

村上委員

地域防災計画の議論をしているのであって、地域防災計画は大きな方針のもとで、各所管がどのようなマニュアルを作り、具体的な対策をとっていくのかという大きな設計図だと思うが、避難所マニュアルや大雨のときにどのようにするかというマニュアルはそこにぶら下がる話である。

ここで同じ議論をしてしまうと今回の特定事件の審査内容とずれてしまう感じがする。

全体的な組織図の総括部の中に広報班とあるが、具体的にどのような役

割を担うのか。

一般市民に対する広報なのか、スポークスマン的な広報はどのような位置づけになっているのか。

壱岐総務部危  
機管理監

広報班の中には、スポークスマン的な広報、市民に対する広報は全て含まれています。

村上委員

今まで災害が起きたときの報道で気になるのが、市町村のスポークスマンがインタビューで応えているのが、ほとんどが危機管理課である。対外的な広報と市民向けの広報は組織体系の中には明確に分けたほうがよいと思うが、そのような議論はなかったのか。

壱岐総務部危  
機管理監

そのような議論はありませんでした。対外的なスポークスマン的なものに関しましては、本部長をトップとして話をされるのが一番よいかと考えています。その中に私なり、担当するものが同席して行えればと思います。

村上委員

罹災証明書の発行について、具体的なシミュレーションがどの程度できているか。

壱岐総務部危  
機管理監

今までの防災計画では罹災証明書の発行の手続きをどこがするのかという事は問題としてあがっていましたが、今回の改定の中で位置づけ

をはっきりさせました。災害の規模によらずに火災による罹災証明は、埼玉西部消防局で行い、それ以外の災害による家屋の罹災証明は資産税課が行います。今年2月の大雪の影響によるカーポート崩壊など家屋でないものについては、被災証明として危機管理課が所管するという明確な位置付けをしました。

村上委員

被災者台帳はどこが、どのように作っているのか。

壱岐総務部危機管理監

支援措置の実施状況や配慮を要する事項等を一元的に集約し、どのように支援していくかも含めて被災者台帳の所管は、危機管理課になると思います。

村上委員

災害発生の当日の名簿ということで、住民基本台帳から一括で取り出すということだと思うが、それでよいか。

壱岐総務部危機管理監

罹災者台帳と被災者台帳がありまして、罹災者台帳は罹災届があったものに対する台帳で、罹災がなくても、どこかに避難されている方も含めて被災者台帳を作ることを考えています。

小林委員

急傾斜地崩壊危険箇所一覧で47カ所から50カ所になったと聞いているが、今後、追加して作っていくのか。

壱岐総務部危 機管理監	議会の答弁で50カ所と説明しましたが、その後県の調査の結果で1カ所減り、49カ所で現状は進めています。
小林委員	川越県土整備事務所で対象地域で説明会を2回行ったと思うが、その後の予定は決まっているか。
壱岐総務部危 機管理監	今年中に49カ所全て説明を行うと聞いています。
小林委員	説明会はいつか。
石川危機管理 担当参事	11月下旬から12月上旬にかけて山口地区を実施する予定で、12月20日前後にかけて一通りの区域について説明会をすると聞いています。
小林委員	説明会の周知方法はどのようにしているのか。
石川危機管理 担当参事	町内会を通して連絡をさせていただいています。
小林委員	今後、県が警戒区域、特別警戒区域の指定を行う予定か。
石川危機管理 担当参事	そのとおりです。

小林委員	対象地区の住民との合意が必要か。
石川危機管理 担当参事	合意は特に必要ではありません。
赤川委員	県が警戒区域、特別警戒区域を指定するのはいつか。
壱岐総務部危 機管理監	あくまで予測ですが、過去の事例で早いところで、90日程度で指定していたと聞いています。早ければ今年度中、遅くても来年度で49カ所の指定が終るのではないかと予測しています。
越阪部委員	<p>総合的に防災計画ができていると思うが、実際にどのように運営されていくか市民の防災力が上がるようなことをしないといけない。</p> <p>育成と訓練を十分にしないと絵に描いた餅になりかねない。</p> <p>東日本大震災で釜石の奇跡といわれたが、これは子どものころから避難するという徹底してきたことが功を奏して死者が少なかった。そのようなことを教訓として所沢市としては、防災訓練等も含めてきめ細かくどのように実施していかないといけないと思う。訓練と育成も含めてどのように考えているのか伺いたい。</p>
石川危機管理 担当参事	子どものころから訓練は重要だと考え、J-A L E R T全国瞬時警報システムがありますが、今後、2カ所の市内の小学校に協力をいただき、警

報を鳴らした場合に机の下にもぐりこむシェイクアウト訓練を全員で行うことにしています。これを順次、広げたいと思っていて、市民に直接、周知するよりも子どもが学校で行ってきたものを帰宅後、保護者などに伝えたほうが効果的と考え、今回実施するものです。

越阪部委員

地域によっては土砂崩れなどの大雨の対策があるかもしれない。地震も含めて、今までの訓練のあり方も見直す必要があるのではないか。東京都で地震があった場合、所沢市は被災者の受け入れのほうになると思われる。そのようなことも想定して訓練を行ったほうがよいと思う。

石川危機管理  
担当参事

都内の被災者が流入してきたときに体制も計画に入れているが、基本計画的なものであるため、実際にどのように行動していくかという訓練も必要と思います。

先日、教育センターの職員を対象にHUG（ハグ）訓練をさせていただきました。HUG訓練とは、避難所で避難所運営委員会を立ち上げて、流入してくる被災者をどのようにフロアの割り付け、様々な課題にどのように対応していくかをシミュレーションする訓練です。

この訓練について出前講座などで紹介させていただいて、やろうという声があれば、本番さながらの訓練も可能と考えています。

越阪部委員

育成と訓練も含めて想定集を作った方がよいと思うがどのように考え



ているか。

石川危機管理  
担当参事 提供できるメニューはいろいろありますので、それぞれの方の要望に合わせた情報提供は心がけたいと思います。

**【質疑終結】**

休 憩 午後3時34分

(休憩中に協議会を開催し、今後の審査について協議を行う。)

再 開 午後3時44分

大館委員長 特定事件「危機管理・防災について」のうち、「所沢市地域防災計画の改定について」は、審査を終結することによろしいか。(委員了承)

散 会 午後3時45分